

船橋市市民緑地設置管理計画の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第60条第1項及び第61条第1項に規定する市民緑地設置管理計画（以下「計画」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第60条第1項に規定する計画の認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市民緑地設置管理計画認定申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

2 前項の申請にあたっては、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 市民緑地を設置する土地等について所有権その他の使用の権原を有することを証する書面
- (2) 付近見取図
- (3) 配置図
- (4) 土地及び緑化施設の求積図
- (5) その他の必要な書類

(計画の認定)

第3条 市長は、法第61条第1項に規定する認定の基準を満たしていると認めるときは、当該計画を認定し、市民緑地設置管理計画（変更）認定（不認定）書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、当該計画が法第61条第1項に規定する認定の基準を満たしていないと認めるときは、当該計画を不認定とし、市民緑地設置管理計画（変更）認定（不認定）書（第2号様式）により、その結果及び理由を申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第4条 前条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定を受けた計画を変更しようとするときは、市民緑地設置管理計画変更認定申請書（第3号様式）により市長に申請するものとする。

2 前条の規定は、前項の認定及び不認定について準用する。

(設置中止の届出)

第5条 認定事業者は、認定計画に基づく市民緑地の設置を中止しようとするとき

は、市民緑地設置中止届（第4号様式）により市長に通知するものとする。

（市民緑地の設置完了及び管理状況の報告）

第6条 認定事業者は、市民緑地の設置が完了したときは、速やかに市民緑地設置完了報告書（第5号様式）により法第63条の規定に基づき市長に報告するものとする。

2 認定事業者は、管理の状況について、毎年度終了後3ヶ月以内に市民緑地管理状況報告書（第6号様式）により法第63条の規定に基づき市長に報告するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、認定事業者が認定計画に従って市民緑地の設置及び適正な管理をしていないと認めるときは、市民緑地改善命令書（第7号様式）により法第64条の規定に基づく改善に必要な措置の命令（以下「改善命令」という。）を行うものとする。

2 認定事業者は、改善措置完了後、速やかにその内容を市民緑地改善報告書（第8号様式）により、市長に報告するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、市民緑地設置管理計画認定取消書（第9号様式）により法第65条の規定に基づく計画認定の取消しを通知するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、計画の認定に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

市民緑地設置管理計画認定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者の住所又は主
たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

都市緑地法第60条第1項の規定に基づき、市民緑地設置管理計画について認定を申請します。この申請書及び添付書類の記載の事項は、事実と相違ありません。

注 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

市民緑地設置管理計画

1 市民緑地を設置する土地等の区域及び面積

[市民緑地の名称]
[地名地番]
[区域の面積]

(注) [区域の面積]の欄には、土地（その水平投影面が人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面と一致する部分を除く。）の面積及び人工地盤、建築物その他の工作物の部分の水平投影面積並びにこれらの合計を記載すること。

2 市民緑地を設置するに当たり整備する次に掲げる施設の概要、規模及び配置

イ 緑化施設

[概要及び規模]
[配置] 配置図のとおり

(注) [概要及び規模]の欄の記載内容は、都市緑地法施行規則第25条に定める方法により算出した面積を含むものとする。

ロ 園路、広場その他の市民緑地を利用する住民の利便のため必要な施設

[概要及び規模]
[配置] 配置図のとおり

ハ 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設

[概要及び規模]
[配置] 配置図のとおり

3 2に掲げる施設の整備の実施期間

[整備の実施期間]	年	月	日	から	年	月	日
-----------	---	---	---	----	---	---	---

4 既存の緑化施設の概要、規模及び位置

[概要及び規模]
[位置] 配置図のとおり

(注) [概要及び規模] の欄の記載内容は、都市緑地法施行規則第 25 条に定める方法により算出した面積を含むものとする。

5 市民緑地を設置する土地等の区域の面積に対する緑化施設の面積の割合

[割合]

6 市民緑地の管理の方法

[市民緑地の管理の方法]

7 市民緑地の設置の予定時期及び管理期間

[設置の予定年月日]	年	月	日		
[管理期間]	設置の予定年月日	から	年	月	日

8 市民緑地の設置及び管理の資金計画

区分	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	整 備 費	
	管 理 費	
	事 務 費	
	借入金利息	
	計	
収 入	自己資金	
	借 入 金	
	(借入先)	
	計	

第2号様式（第3条関係）

市民緑地設置管理計画（変更）認定（不認定）書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で申請のあった市民緑地設置管理計画（変更）については、都市緑地法第61条第1項（変更については同第62条第2項）の規定により、

認定します。

認定しません。

（その理由）

記

1 市民緑地の名称

2 市民緑地の所在地

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第3号様式（第4条関係）

市民緑地設置管理計画変更認定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者の住所又は主
たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

年 月 日付 第 号で認定を受けた市民緑地設置管理計画について、下記のとおり変更したいので、都市緑地法第62条第1項の規定により、認定を申請します。

記

- 1 市民緑地の名称
- 2 市民緑地の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更の内容

- 注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

第4号様式（第5条関係）

市民緑地設置中止届

年 月 日

船橋市長 あて

申請者の住所又は主
たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

年 月 日付 第 号で認定を受けた市民緑地設置管理計画について、市民緑地の設置を中止しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 市民緑地の名称
- 2 市民緑地の所在地
- 3 中止する理由

注 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第5号様式（第6条関係）

市民緑地設置完了報告書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者の住所又は主
たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

年 月 日付 第 号で認定された市民緑地設置管理計画に基づき、
市民緑地の設置が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 市民緑地の名称
- 2 市民緑地の所在地

- 注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
- 2 設置後の写真を2方向以上から撮影したもの2枚以上及び撮影箇所を明記した
平面図を添付すること。

第6号様式（第6条関係）

市民緑地管理状況報告書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者の住所又は主
たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

年 月 日付 第 号で認定された市民緑地設置管理計画に係る管理の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 市民緑地の名称

2 市民緑地の所在地

3 設置年月日

年 月 日

4 管理の状況

注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

2 管理の状況が分かる書類及び写真を添付すること

第7号様式（第7条関係）

市民緑地改善命令書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付 第 号で認定した市民緑地について、都市緑地法第64条の規定により、下記のとおり改善を命じます。

記

- 1 市民緑地の名称
- 2 市民緑地の所在地
- 3 改善すべき内容等
- 4 改善期限

年 月 日

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第8号様式（第7条関係）

市民緑地改善報告書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者の住所又は主
たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

年 月 日付 第 号で命じられた改善については、下記のとおり
措置が完了しましたので報告します。

記

- 1 市民緑地の名称
- 2 市民緑地の所在地
- 3 改善の内容等

注1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

2 改善の状況が分かる書類及び写真を添付すること。

第9号様式（第8条関係）

市民緑地設置管理計画認定取消書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付 第 号で指定した市民緑地設置管理計画について、都市緑地法第65条の規定により、認定を取り消します。

記

1 市民緑地の名称

2 市民緑地の所在

3 取消しの理由

年 月 日付 第 号改善命令に違反したため。

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。